

登録者証Q&A

通番	分類	問	答	備考欄
1	申請	登録者証の申請をしたいが必要書類は何か。	「登録者証(指定難病)申請書(第1号様式)」及び以下の①～③のいずれかの書類が必要です。 ①臨床調査個人票 ②特定医療費の支給認定を行わない旨の通知書(ただし、指定難病の診断基準を満たしたものに限る。)の写し ③特定医療費(指定難病)医療受給者証の写し	
2	申請	申請書類はどこで入手できるか。	以下のURLから入手してください。 URL: https://d014-cms103ssv.ksc014.local/cms8341/docs/nf5/cnt/f531594/p333851.html ※インターネットから印刷ができない場合は、以下の事項を任意の紙に記載の上、切手(※1)を貼った返信用の封筒を同封し、下記の送付先まで郵送してください。 <記載事項> ○ 送付先(名前、住所) ○ 登録者証(指定難病)申請書の送付を希望する旨 <送付先> 〒231-8588 神奈川県がん・疾病対策課難病対策グループ 宛 (住所の記載は不要です)	(※1) 25g以内の規定料金
3	申請	現在、特定医療費(指定難病)医療受給者証を持っている場合、再度臨床調査個人票の提出は必要か。	特定医療費(指定難病)医療受給者証の写しを添付すれば、臨床調査個人票の提出は不要です。	
4	申請	以前、特定医療費(指定難病)医療受給者証を持っていた場合、再度臨床調査個人票の提出は必要か。	現在医療費助成を受けていない場合でも、以前の特定医療費(指定難病)医療受給者証の写しを添付すれば、臨床調査個人票の提出は不要です。	
5	申請	以前、特定医療費(指定難病)医療受給者証を持っていたが、現在その受給者証を紛失してしまい写しを提出できない場合、臨床調査個人票の提出は必要か。	申請書にその旨を記載してください。 難病法施行(平成27年1月1日)以降、受給者証が発行されていたことが確認できれば、臨床調査個人票の提出は不要です。	
6	申請	過去に医療費助成を申請し不認定となり、その後登録者証の発行を希望する場合、改めて登録者証発行の申請は必要か。	必要です。	
7	申請	申請時にマイナンバー(個人番号)の記載は必要か。	必須項目ではありません。	

8	臨床調査個人票	いつまでに発行された臨床調査個人票が有効か。	難病法施行日(平成27年1月1日)以後に記載された臨床調査個人票であれば、有効期限はありません。	
9	臨床調査個人票	臨床調査個人票は誰に記載してもらうのか。	難病指定医の先生に記載をお願いしてください。	
10	臨床調査個人票	臨床調査個人票を提出する場合、難病指定医は診断基準の記載箇所だけを記載すればよいのか、又は重症度分類を含む全ての項目について記載する必要があるのか。	原則、全ての項目について記載していただく必要があります。ただし、未記載を理由に申請を受け付けないものではありません。(※臨床調査個人票は患者ではなく、難病指定医が記載するものです。)	
11	臨床調査個人票	臨床調査個人票を提出する場合、他に添付書類(CT、MRI等の画像や各種検査データ)は必要か。	一部の疾患で添付書類が必要となります。添付書類が必要となる疾患は特定医療費(指定難病)医療費助成制度と同様です。 ※添付書類が必要となる疾患については、以下のURLから確認をお願いいたします。 URL: https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f531594/p855245.html	
12	対象	登録者証の対象疾患は。	医療費助成制度で国が指定する指定難病と同様です。	
13	対象	登録者証発行対象者は。	厚生労働省が定める指定難病の診断基準を満たす者です。	
14	有効期間	申請をした場合、有効期間の開始日はいつからになるか。	登録者証の交付決定をした日からになります。	
15	有効期間	有効期限はあるか。	有効期限はありません。	
16	不認定	登録者証の申請をし、不認定になった場合は何か通知が送付されるか。	「登録者証(指定難病)の発行を行わない旨の通知書(第3号様式)」を送付します。	
17	不認定	どのような場合に不認定になるのか。	厚生労働省が定める基準(診断基準)を満たさない場合、不認定となります。	
18	不認定	特定医療費(指定難病)の申請をし、診断基準を満たさないとして不認定となった患者は登録者証発行の対象となるか。	対象とならないため、登録者証は発行しません。	登録者証の発行対象は、厚生労働省が定める診断基準を満たす患者であるため。
19	変更	登録者証に記載されている氏名が変更になった場合はどのようにしたらよいか。	「登録者証(指定難病)変更届出書(第4号様式)」に住民票の写し、運転免許証、マイナンバーカード(両面)のいずれかのコピーを添付し、提出してください。	
20	変更	登録者証を利用しているが住所が変更した場合、手続きが必要か。	必要ありません。	

21	変更	他の都道府県等に転居した場合、転入先や転出元に転居の旨を届け出る必要はあるか。	必要ありません。												
22	再交付	登録者証を紛失、汚損、破損、滅失してしまった場合はどのようにしたらよいか。	「登録者証(指定難病)再交付申請書(第5号様式)」を提出してください。 なお、再交付を申請する理由が「破損・汚損」の場合は、従前の登録者証(指定難病)を添付してください。												
23	返納	登録者証を利用している患者が亡くなった、治癒した、利用を止めたい等の場合はどのようにしたらよいか。	「登録者証(指定難病)返納届出書(第6号様式)」に登録者証を添付し、返納してください。												
24	その他	登録者証はどのような場面で活用できるのか。	医師の診断書に代わり指定難病の患者であることを確認できるものとして、障害福祉サービスの受給申請やハローワーク等で活用することができます。												
25	その他	特定医療費(指定難病)医療受給者証とは別に改めて登録者証を交付するメリットは何か。	受給者証は登録者証の内容を包含するものになるが、登録者証には有効期限はなく、医療費助成が不認定となった場合でも福祉サービス等の利用が可能です。(福祉サービス等の利用申請は別途必要)												
26	その他	特定医療費(指定難病)医療受給者証と登録者証は何が違うのか。	<p>以下の図を参照してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療受給者証</th> <th>登録者証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>以下の2つの要件のいずれかを満たす者 ① 厚生労働大臣が定める指定難病の診断基準及び重症度基準を満たしている者。 ② 厚生労働大臣が定める指定難病の診断基準は満たしているが、重症度基準を満たしていない者で、申請月以前の12ヶ月以内に、その治療に要した医療費総額が33,330円を超える月が3月以上あること。</td> <td>厚生労働大臣が定める指定難病の診断基準を満たしている者。</td> </tr> <tr> <td>有効期間</td> <td>原則1年以内 (都道府県知事が認める場合に限り1年6月以内)</td> <td>有効期限なし</td> </tr> <tr> <td>効力(活用方法)</td> <td>○ 指定医療機関で、認定を受けた指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療を受ける際に、当該受給者証を提示することで、指定難病のうち、医療保険の自己負担分に対して助成される。 ○ 障害福祉サービスの受給申請時等に、申請窓口で医療受給者証を提示することで、サービスの対象となる指定難病患者かどうかを確認し、当該申請に必要な診断書が不要となる。</td> <td>○ 医療受給者証と異なり、医療費の助成は受けられない。 ○ 障害福祉サービスの受給申請時に、申請窓口で登録者証情報を確認することで、サービスの対象となる指定難病患者かどうかを確認し、当該申請に必要な診断書が不要となる。</td> </tr> </tbody> </table>		医療受給者証	登録者証	対象者	以下の2つの要件のいずれかを満たす者 ① 厚生労働大臣が定める指定難病の診断基準及び重症度基準を満たしている者。 ② 厚生労働大臣が定める指定難病の診断基準は満たしているが、重症度基準を満たしていない者で、申請月以前の12ヶ月以内に、その治療に要した医療費総額が33,330円を超える月が3月以上あること。	厚生労働大臣が定める指定難病の診断基準を満たしている者。	有効期間	原則1年以内 (都道府県知事が認める場合に限り1年6月以内)	有効期限なし	効力(活用方法)	○ 指定医療機関で、認定を受けた指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療を受ける際に、当該受給者証を提示することで、指定難病のうち、医療保険の自己負担分に対して助成される。 ○ 障害福祉サービスの受給申請時等に、申請窓口で医療受給者証を提示することで、サービスの対象となる指定難病患者かどうかを確認し、当該申請に必要な診断書が不要となる。	○ 医療受給者証と異なり、医療費の助成は受けられない。 ○ 障害福祉サービスの受給申請時に、申請窓口で登録者証情報を確認することで、サービスの対象となる指定難病患者かどうかを確認し、当該申請に必要な診断書が不要となる。
	医療受給者証	登録者証													
対象者	以下の2つの要件のいずれかを満たす者 ① 厚生労働大臣が定める指定難病の診断基準及び重症度基準を満たしている者。 ② 厚生労働大臣が定める指定難病の診断基準は満たしているが、重症度基準を満たしていない者で、申請月以前の12ヶ月以内に、その治療に要した医療費総額が33,330円を超える月が3月以上あること。	厚生労働大臣が定める指定難病の診断基準を満たしている者。													
有効期間	原則1年以内 (都道府県知事が認める場合に限り1年6月以内)	有効期限なし													
効力(活用方法)	○ 指定医療機関で、認定を受けた指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療を受ける際に、当該受給者証を提示することで、指定難病のうち、医療保険の自己負担分に対して助成される。 ○ 障害福祉サービスの受給申請時等に、申請窓口で医療受給者証を提示することで、サービスの対象となる指定難病患者かどうかを確認し、当該申請に必要な診断書が不要となる。	○ 医療受給者証と異なり、医療費の助成は受けられない。 ○ 障害福祉サービスの受給申請時に、申請窓口で登録者証情報を確認することで、サービスの対象となる指定難病患者かどうかを確認し、当該申請に必要な診断書が不要となる。													